

社会保険ひろしま

第907号

- 【ご案内】令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます
- 【ご案内】令和6年4月1日から現物給与の価額が一部改正されます
- 【ご案内】令和6年度の子ども・子育て拠出金率
- 【お願い】協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ
資格喪失届を提出する際は、健康保険被保険者証を添付してください
- 【ご案内】令和6年4月1日に日本・イタリア間の社会保障協定が発効します
- 年金だより
- 生活習慣病予防健診のご案内を事業所様宛に令和6年3月下旬にお送りします
- 特定健診のご案内をご自宅に令和6年4月初旬にお送りします
- 今から使おう!マイナ保険証
- 保険証が使用できるのは退職日までです
- 退職後の健康保険について
- 呉年金事務所内協会けんぽテレビ電話相談サービスは令和6年3月29日(金)をもって終了いたします



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和6年1月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,539	59,597
船舶所有者数		247	331
被保険者数	男性	506,471人	379,994人
	女性	338,129人	262,578人
	船員	2,931人	3,232人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、お知らせの送付等により個別のご案内をさせていただきます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

週の所定労働時間が20時間以上

2カ月を超える雇用の見込みがある

所定内賃金が月額8.8万円以上

学生ではない

○被保険者数が51人以上の企業等とは

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が、1年のうち6カ月以上51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

ご案内

令和6年4月1日から現物給与の価額が一部改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改正され、令和6年4月1日から適用されます。

改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」の「令和6年4月1日から現物給与価額が改正されます。」をご覧ください。

ご案内

令和6年度の子ども・子育て拠出金率

令和6年4月分（令和6年5月31日納期限）からの子ども・子育て拠出金率は、令和5年度と同率の1,000分の3.6（0.36％）に据え置かれる予定です。

正式な決定は4月1日以降となりますが、決定しだい、日本年金機構ホームページにお知らせを掲載します。

お願い

協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ 資格喪失届を提出する際は、健康保険被保険者証を添付してください

従業員の退職等により、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届」を提出するときは、健康保険被保険者証（※）を必ず添付してください。紛失等により添付できない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。

○電子申請の場合

健康保険被保険者証（※）は速やかに返納してください。返納するときは、「確認結果画面」（到達番号が表示された画面）の添付をお願いします。

※ 健康保険高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用・標準負担額認定証が交付されている場合は、健康保険被保険者証とあわせてご提出ください。

日本とイタリアの間の社会保障協定が発効することにより、両国の社会保障制度への二重加入が解消されます。

この協定にかかる各種申請は、**令和6年4月1日（月）**から受付可能になります。

この協定発効に関する各種申請書や注意事項等は、ホームページに掲載しています。

【協定発効日（令和6年4月1日）以前からイタリアに派遣されている方の場合】

協定発効日以前からイタリアに被用者として派遣されている方は、協定発効日から5年以内に派遣が終了する予定であれば、協定発効日から派遣が終了するまで、イタリアの制度への加入が免除されます。免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」が必要となりますので、**令和6年9月30日まで（協定発効日から6カ月以内）**に適用証明書の交付申請書を日本年金機構に提出してください。



年金だより

年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です

年金の相談・請求手続きは、インターネット予約をご利用いただきますと以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、**休日を気にせず予約**できます。
- 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、**予約を忘れることがありません**。
- もし予定が入ってしまった場合も、インターネットから**スムーズに変更やキャンセル**ができます。

→詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

インターネット予約専用サイトへのアクセス方法

- 翌々営業日以降の予約ができます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談 検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の
受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の
補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信
しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>



協会けんぽ

広島支部からの お知らせ

2024年

3月

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いいたします

生活習慣病予防健診のご案内を事業所様宛に 令和6年3月下旬にお送りします

お得ポイント① 健診費用の約7割を補助!

35歳以上の被保険者(ご本人)様を対象に18,000円相当の一般健診が、**自己負担 最高5,282円**で受診可能!

お得ポイント② がん検診がセット!

肺・胃・大腸がん検査を含み、さらに40歳以上の偶数年齢の女性は乳・子宮頸がん検診の追加受診が可能!(別途費用)

お得ポイント③ 定期健康診断として利用可能!

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目をカバー!
通常の定期健康診断よりも**安価で、検査項目も豊富!**



お得ポイント④ 健康サポート(特定保健指導)が無料!

保健師等が生活習慣改善のアドバイスを行います。
健診機関や事業所などで受けられます。



さらに! 令和6年度健診から付加健診の対象者が拡大します!

対象年齢の方は、生活習慣病予防健診の一般健診に腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査など詳細な検査が含まれた付加健診を受診できます。検査内容を増やすことで、**人間ドック並み**の検査を受けることができます。

令和5年度までの対象年齢

40歳、50歳

令和6年度からの対象年齢

40歳、50歳 + 45歳、55歳、60歳、65歳、70歳

特定健診のご案内をご自宅に令和6年4月初旬にお送りします

特定健診は便利でおトク!

- 40歳以上の被扶養者(ご家族)様を対象に、県内では約1,400機関、全国では約5万機関で受診できます。
無料で受診できる健診機関も県内に80機関と多数!
- 7,150円の補助を受けることができます!
- お近くで受診できる健診機関が地図上ですぐ分かる!

お近くの
健診機関は
こちらから



黄色い封筒が
目印です!



今から使おう!マイナ保険証



安心 / よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有することで、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 / 各種手続きも便利・簡単に!

- 入院時や手術時など医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
高齢受給者証の持参も必要なくなります。

check!

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP 【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



保険証が使用できるのは退職日までです



退職後は速やかに保険証を返却して下さい

ご家族(被扶養者)の保険証も一緒に返却をお願いします

資格喪失届を書面で届け出る場合



被保険者資格喪失届に
保険証を添付し
日本年金機構へ届出

資格喪失届を電子申請で届け出る場合

資格喪失届を電子申請で届出し
保険証に「電子申請分」と記入して
日本年金機構へ返却

保険証を回収できない場合

STEP 01

回収不能届を
印刷・記入

回収不能届 ▶



または

保険証 回収不能届
で検索してください

STEP 02

資格喪失届と併せて
書面で日本年金機構へ
届出



保険証返却の
詳細はこちら



退職後の健康保険について



74歳までの被保険者(ご本人)が退職などで健康保険の資格を喪失した場合、新たな健康保険の選択肢として以下の3種類があります。ご自身での加入手続きをお願いします。

健康保険の種類	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先
保険料	前年の所得、加入する世帯の人数等により決定	在職時の約2倍(上限あり) ※上限及び保険料率は、毎年見直しされ変動します。	負担なし
加入条件	詳しくは、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。	01 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 02 退職日の翌日から20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出(必着)すること。	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定基準を満たす必要があります。



呉年金事務所内協会けんぽテレビ電話相談サービスは
令和6年3月29日(金)をもって終了いたします



協会けんぽ広島支部からのお知らせ (2024年3月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せは
こちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月のTOPICS

協会けんぽ広島支部の 保険料率について

令和6年3月分(令和6年4月納付分)からの保険料率が決定しました。

令和5年度

令和6年度

健康保険料率	9.92%	→	9.95%
介護保険料率	1.82%	→	1.60%